

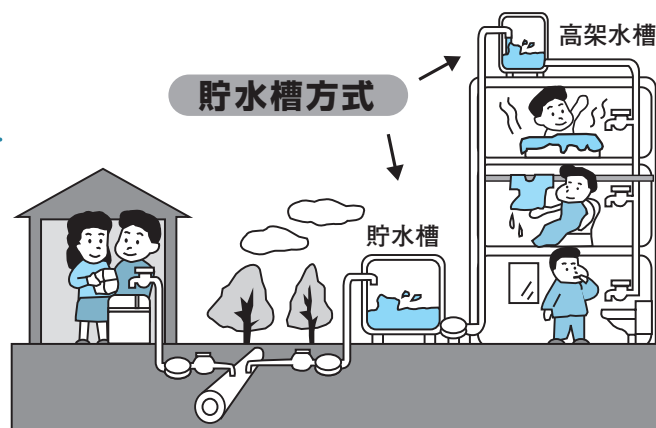
貯水槽水道を設置している方へ

届出・点検・清掃・検査が必要です

■問い合わせ 水道課 ☎75-3003

水道法および市の給水条例では、すべての貯水槽水道（貯水槽を通じて水道水を給水している施設）の管理責任は設置者となっています。

貯水槽に入るまでの水道は、市が管理していますが、貯水槽から先は、貯水槽設置者が管理しなければなりません。



■貯水槽の有効容量が10㎡を超える水道施設は、『簡易専用水道』として、法律により定期検査を受けることが設置者に義務付けられています。

■貯水量が10㎡以下の『小規模貯水槽水道』も、徹底した管理責任が求められていますので、設置者は次のことを行ってください。

①届出

『小規模貯水槽水道』を設置または廃止したときは、必ず水道課に届出を行ってください。

②点検

年1回以上定期的に、専門知識・技能を持った業者に依頼し、点検を行ってください。

③清掃

水が汚染されることのないよう清潔に保ち、定期的に清掃を行ってください。

④水質検査

蛇口で、色・濁り・臭い・味など水質検査と残留塩素測定を定期的に行ってください。

市交際費の支出状況

▶平成23年度 6 月分

支出種別	区分	件数	金額（円）
弔 慰	今月分	2	10,000
	累 計	4	20,000
見舞い	今月分	0	0
	累 計	0	0
御 祝	今月分	2	6,510
	累 計	13	62,550
賛 助	今月分	2	12,000
	累 計	2	12,000
激励金	今月分	0	0
	累 計	0	0
接 遇	今月分	38	88,900
	累 計	38	88,900
会 費	今月分	4	18,500
	累 計	5	23,500
その他	今月分	0	0
	累 計	2	6,510
合 計	今月分	48	135,910
	累 計	64	213,460

◎詳細は市のホームページに掲載しています。

■問い合わせ 総務課 秘書係 ☎75-2115

平成23年度

国民年金保険料免除申請の受付が始まりました

■問い合わせ 佐賀年金事務所

☎31-4191

多久市 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

保険料を納め忘れの状態、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除・猶予となる『保険料免除制度』や『若年者（30歳未満）納付猶予制度』がありますので、ご利用ください。

■申請について

平成23年度の免除等の申請受付が、7月から始まりました。申請者、配偶者、世帯主の所得が、基準の範囲内であるか審査されます。『若年者納付猶予制度』は本人と配偶者のみの審査です。

それ以外にも天災、退職（失業）等による特例制度等がありますので、お支払いが困難な場合には免除申請をおすすめします。

今年度申請の方の免除期間は、平成24年6月までです。

■学生の方へ

学生の方には、所得が一定の基準以下の場合、本人の申請により保険料納付を猶予される『学生納付特例制度』があります。

申請は、原則として毎年度必要です。